

◇大阪市個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 大阪市個人番号の利用等に関する条例別表第2の市規則で定める事務及び特定個人情報情報の範囲を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この規則は、令和8年4月1日から施行することにしました。

(デジタル統括室DX推進担当)